

## 日EU協定を利用される方へ

原産品であることに係る追加的な説明(資料)が  
提供できない場合の取扱いが変更されます。

(注) 輸出者自己申告の場合のみの取扱い

### 従来(8月1日からの暫定的な取扱い)

➤NACCSの記事欄(税関用)に特定の文言を入力

NACCS画面	納期限延長	BP申請事由	納付方法	口座番号	担保番号
記事(税関)	私は産品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません				
記事(通関)					

### 11月17日以降

➤NACCSの業務仕様コードの原産地証明書識別(3桁目)に以下のコードを入力

Q	製造者(生産者)による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)
F	輸出者による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)

共通部 繰返部

NACCS画面

品名

数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等

BPR係数 運賃按分 課税係数

事前表示(分類) (原産地)

関税減免税コード 関税減

内消費税等種別 減免税コード

1 3 5

原産地\* 蔵置種別等

輸入令別表

EU\*もしくはEUQ\*を入力

\*4桁目は適宜のコードを入力

※日EU協定における輸入時の原産地手続きの詳細については、税関HPをご確認ください。  
「日EU・EPA輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について」  
<http://www.customs.go.jp/roo/text/eu-3-16.htm>